

有年お試し暮らし住宅利用申請書

一般社団法人あこう魅力発信基地  
代表理事 様

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号  
携帯電話

有年お試し暮らし住宅事業実施要領第8条第1項の規定により、添付書類を添えてお試し暮らし住宅の利用を申請します。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 2回目以降（ 回）		
自動車の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 週間）		
利用者の氏名	申請者との関係	生年月日	特記事項
(フリガナ)	本人	年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	
緊急連絡先	氏名	電話番号	

※申請者の身分証明書の写しを添付すること。（運転免許証、健康保険証、個人番号カード等）

※本事業の対象者要件確認のため、申請に関し必要な情報を職員が調査することに同意すること。

※裏面の遵守事項についてご確認の上提出してください。

## (遵守事項)

### 1 利用料金について

利用料金は、利用申請後に交付する利用許可書に、利用料金と振込口座を記載していますので、利用開始日の前日までにお振込みください。

### 2 チェックイン（当日受付）について

チェックインは午後2時から午後4時までとなりますので、利用者は、午後2時から午後4時までの間に（一社）あこう魅力発信基地事務局（赤穂市役所内）へお越しください。その際、事前に交付済の利用許可書を提示してください。確認後に住宅の鍵をお渡しします。到着時刻が午後4時を過ぎる場合は、必ず事前にご連絡ください。

### 3 チェックアウト（明渡し）について

チェックアウトは午前10時から午前11時までとなっています。明渡しの際に職員が立会を行いますので、住宅内を清掃しごみを指定の場所に出しておいてください。

事前に渡しています「有年お試し暮らし住宅利用報告書」にご協力ください。

### 4 利用上の注意

- 犬・猫等のペットを連れての利用はお断りします（ただし、盲導犬、介助犬又は聴導犬は除く）。
- 住宅内は禁煙です。なお、火気の取り扱いには十分ご注意ください。
- 近隣への迷惑行為は厳重に禁止します。自治会のルールに従い、近隣住民とは良好な関係に努めていただきますようお願いいたします。
- 利用期間中に起きた利用者の故意又は過失による事故については、利用者の責任となります。
- 利用者の責めに帰すべき理由により住宅、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに報告することとし、原状回復又はそのための費用を負担していただきます。
- 設備の維持管理に努め、清掃等を確実に行ってください。清掃道具や備品は元の場所に戻してください。
- ごみは、決められた分別手法に従い、決められた日時に所定の場所へ置いてください。
- 外出及び就寝の際には戸締りを忘れず、貴重品の管理にも十分注意してください。
- 鍵の複製は禁止です。また、鍵を紛失した場合は、速やかにその旨を報告してください。
- 住宅の増築、改築又は模様替えは禁止です。  
当該事実が判明した場合は、原状回復又はそのための費用を負担していただきます。
- 寝具や生活消耗品（調味料、洗面用具など）は備え付けていませんので、利用者でご準備ください。

### 5 利用許可の取消しを行う場合

- 資格を満たさない場合
  - ・市外在住で赤穂市への移住を希望し、かつ、生活体験を目的としていない場合
  - ・住宅敷地内の維持管理を適切に実施しない場合
  - ・赤穂市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に規定する者である場合
- 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- お試し暮らし住宅の利用趣旨に反する使用を行った、又は行う恐れのあるとき
- 代表理事が住宅の管理上必要があると認められるとき

以上を含む、有年お試し暮らし住宅事業実施要領に定める事項に遵守します。

また、明渡しの請求があった際には、これに速やかに応じます。

氏 名 \_\_\_\_\_